

「パートナーシップ構築宣言」

ニッセイ情報テクノロジー株式会社（以下「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

なお、当社は2023年に「サステナビリティ経営に関する基本方針」を定めており、社会インフラの維持とITを通じた価値創造を持続的に実現するために、社員一人ひとりが学び・高め合い、プロフェッショナル人財として成長し続けると共に、パートナー企業の皆様を含めた一緒に働く仲間の健康を大切にする経営を目指し続けます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、パートナー企業の皆様と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、パートナー企業の皆様の適正な利益を含み、パートナー企業の皆様における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

パートナー企業の皆様への支払代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、パートナー企業の皆様に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、パートナー企業の皆様

に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年4月19日

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

代表取締役社長 上田 哲也